# 防炎物品の豆知識 ~防炎って大切なもの~

## 防炎とは

防炎とは、燃えにくい性質のことを意味しています。燃えやすいものを改良して防炎性能を与えると、小さな火源(火だね)が接しても炎の当たった部分は焦げるだけで容易に着火せず、着火しても、自らの延焼拡大を抑える性能により、容易に燃え広がることはありません。こうした性能を「防炎性能」といいます。

### 防炎の必要性

火災での死者の発生状況をみると、「逃げ遅れ」が多いことから、防炎品を使用することで、火災の発生・拡大を抑制し、火災が起こっても避難できる時間をつくることができます。職場の防火対策として、防炎品を上手に活用しましょう。

## 防炎品ってどんなもの?

防炎品には、消防法により防炎規制の対象となる「防炎対象物品」と身の回りの防炎化を目的に使用を推 奨されている「防炎製品」があります。

#### 防炎対象物品の種類

カーテン

布製のブラインド

暗幕

じゅうたん(織りカーペット(だん通を除く。))

じゅうたん等 ※2 ㎡以下のもの は対象外 毛せん(フェルトカーペット) タフデットカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット、 ニードルパンチカーペット

ござ・人工芝・合成樹脂製床シート

| 床敷物のうち毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するもの以外のもの

展示用の合板(展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切り用パネル)

どん帳(水引き、袖幕、暗転幕、定式幕、かすみ幕、中幕、映写幕、バック幕)

舞台において使用する幕

舞台において使用する大道具用の合板

工事用シート

# 防炎対象物品の使用が必要な事業所等

地上3 I メートルを超える高層建築物、地下街、劇場、キャバレー、飲食店、物品販売店、旅館、病院、 福祉関係施設などの建物で使用する「防炎対象物品」は、防炎性能を有しなければなりません。

## 防炎表示

防炎対象物品は、法律で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければいけませんが、本当に基準以上の性能を持っているのかは外観だけでは分かりません。そこで、カーテン等の防炎対象物品又はその材料で防炎性能を有するもの(防炎物品)には、表示(防炎表示)を付することが義務付けられています。

商品説明に「防炎性能がある」ものとして販売されているものでも、その商品に「防 炎表示」がされていないものは、法律で定める基準以上の防炎性能を有していないか もしれませんので、表示の有無について十分ご確認の上、ご購入ください。



防炎表示の様式の例

# Q&A 防炎物品にしなければならないものは?

<u>u</u> u	
Ю	Ⅰ5階建てマンションのⅠ階に住んでいるんだけど、防炎物品を使用しなければいけないの?
	はい、そうです。
Α	住んでいる階数に関わらず、高層マンション(おおむねII階建て以上の建物)にお住まいの方は該当
	です。
Q	畳は、防炎物品じゃなきゃだめ?
Α	いいえ、非該当です。防炎物品でなくても大丈夫です。
Q	2平方メートル以下のじゅうたん等は、防炎物品じゃなきゃだめ?
Α	いいえ、非該当です。防炎物品でなくても大丈夫です。
Q	2平方メートル以下のじゅうたん等であれば、いくつ合わせて使用しても防炎物品でなくてもいい?
Α	防炎物品に該当します。2平方メートルを超えた時点で、防炎物品とする必要があります。
Ю	壁にかけた装飾用のじゅうたんは、防炎物品じゃなきゃだめ?
	いいえ、非該当です。じゅうたんと称するものであっても、床に敷いて使用していない場合は、じゅう
Α	たん等としての規制の対象外です。なお、壁に掛けた装飾用じゅうたんは、カーテンとしての規制の対象なないますが、美術工芸的なものは、提供の対象別です。
_	象になりますが、美術工芸的なものは、規制の対象外です。 屋上に敷いた人工芝は、防炎物品じゃなきゃだめ?
Q	
Α	はい、そうです。防炎物品とする必要があります。
Q	じゅうたん等の下敷き材は、防炎物品じゃなきゃだめ?
A	いいえ。防炎物品とする必要はありません。
Q	床に貼りつけたカーペットは、防炎物品じゃなきゃだめ?
	合成樹脂製床シート(一般的にいうPタイル)以外のものについては、床にのり付けされるものであっても床そのものにならないので、じゅうたん等に該当し防炎物品としなければなりません。ただし、フ
Α	ロック・カーペット及びコード・カーペットの接着カーペットについては、工事施工段階で接着されれ
	ば防炎物品には該当しません。
Q	プラスチック製ブラインド、木製ブラインドは、防炎物品じゃなきゃだめ?
Α	いいえ、非該当です。防炎物品でなくても大丈夫です。
Q	布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむねIm以上のものは、防炎物品じゃなきゃだめ?
Α	はい、そうです。防炎物品とする必要があります。
Q	玄関の外に、下げ丈Im以上ののれんを下げる場合は、防炎物品じゃなきゃだめ?
Α	はい、そうです。建物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分も規制を受ける部分に含むとさ
,,	れているので、防炎物品とする必要があります。
Q	エレベーターの床、壁の内面保護等のための敷物等で2平方メートルを超えるものは、防炎物品じゃな きゃだめ?
Α	はい、そうです。防炎物品とする必要があります。
Q	室内装飾のため壁に沿って下げられている布製のものは、防炎物品じゃなきゃだめ?
Α	はい、そうです。防炎物品とする必要があります。
Q	仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア、衝立ては防炎物品じゃなきゃだめ?
Α	はい、そうです。防炎物品とする必要があります。
Q	海外の防炎性能試験で認められたものは、国内でも防炎物品として扱ってもいいですか?
Α	いいえ、国内で防炎物品として使用することはできません。

	甲府地区広域行政事務組合消防本部					
	査察課	查察企画係	TEL 055-222-1284	(甲府市伊勢三丁目8番23号)		
	中央消防署	查察係	TEL 055-254-9119	(甲府市丸の内一丁目1番19号)		
	南消防署	査察係	TEL 055-233-1499	(甲府市伊勢三丁目8番23号)		
	西消防署	查察係	TEL 055-276-3825	(甲斐市竜王 3314 番地 1)		